

ドイツの法曹養成制度

藤田尚子

- I はじめに
- II ドイツにおける法曹養成制度
 - 1 制度の概要
 - 2 法曹養成制度の改革
 - (1) 法曹人口の増大
 - (2) 2003年法曹養成改革の骨子
 - 3 大学法学部
 - (1) 資格取得要件としての法学部教育
 - (2) 重点領域科目の例
 - (3) 中間試験
 - (4) 休暇期間における実務教育 (Einzelpraktik)
 - (5) 法学部生の最近の動向
 - (6) ボローニャ・プロセス
 - (7) 大学教育改革の効果についての評価
 - 4 第1次試験
 - (1) 第1次試験の概要
 - (2) 出題範囲と出題形式
 - (3) 合格者数
 - (4) 不参入受験制度 (「空打ち試験」Freiversuche)
 - (5) 州の試験と大学の試験の関係
 - 5 司法修習
 - (1) 司法修習の概要
 - (2) 修習の具体的内容 (ヘッセン州の例)
 - (3) 州ごとの修習内容の平準化
 - (4) 給費の支給
 - (5) 修習生の数の決定方法
 - (6) 修習待機期間の問題
 - (7) 第2次試験の影響
 - (8) 修習への弁護士会の関与
 - (9) 統一修習と分離修習
 - 6 第2次試験
 - 7 予備校
- III 養成段階における経済支援の状況
 - 8 大学法学部における授業料, 奨学金
 - 9 司法修習における給費制

I はじめに

本稿は、日本弁護士連合会の嘱託が2011年3月から6月にかけて行った海外法曹事情に関する調査のうち、ドイツの法曹養成制度に関する調査結果をまとめたものである。執筆に当たっては、ドイツの調査を担当された外山太士国際室室長 (当時)、福井しず香司法改革調査室嘱託、柴田亮子広報室嘱託及び田岡直博日本司法支援センター対応室嘱託による調査の結果を適宜利用させていただいた。同室長及び嘱託の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げる。

なお、上記のとおり、本稿は2011年3月から6月にかけて行われた調査の結果をまとめたものであり、情報やデータは必ずしも最新のものではないことにご留意いただきたい。

II ドイツにおける法曹養成制度

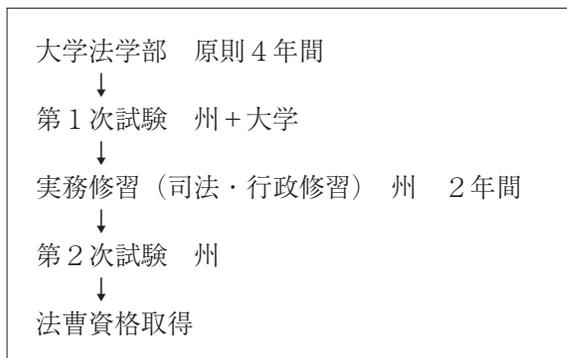
1 制度の概要

ドイツで法曹資格を得るためには、大学法学部で原則4年間の法学教育を受け、第1次試験に合格したのち、2年間の実務修習 (Vorbereitungsdienst) を経て、第2次試験に合格することが必要である¹。

裁判官 (Richter)、検察官 (Staatsanwalt)、弁護士 (Rechtsanwalt) のいずれもが同じ養成課程を経ることから²、アメリカとは異

1 法曹養成過程 (資格取得要件) は、裁判官の養成課程としてドイツ裁判官法 (Deutsch Richtergesetz) に規定されている (5条)。

なる意味での「法曹一元」が実現されていると言われている³。



なお、ドイツでは、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）のほか、行政官（Verwaltungsbeamte、日本でいえば国家公務員I種採用試験合格者〔法律職〕に相当する者）、大学教員（Hochschullehrer）、国会・大学・教会の行政担当者（Parlamentsverwaltung, Universitätsverwaltung, Kirchverwaltung）などの職に就く場合も同一の法曹資格を取得しなければならないため、これらを含めた広範囲の職種を「法曹」（Jurist）と呼ぶのが一般的である⁴。

2 法曹養成制度改革

(1) 法曹人口の増大

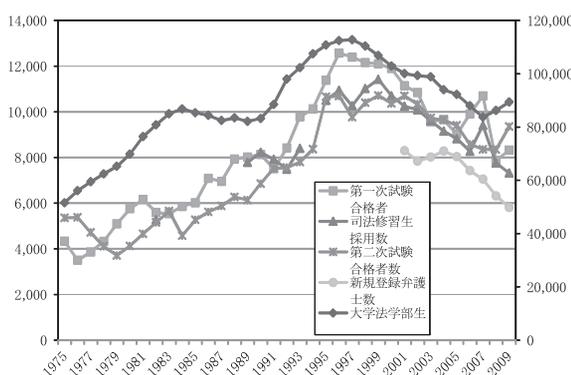
法曹養成改革法が2003年7月1日に施行され、法曹養成制度について大がかりな改革が行われた。その契機となったのが、近年の弁護士人口の激増といわれている⁵。

すなわち、ドイツでは、1950年代ころから、大学進学率の向上とともに法学部への入学者も増え、それに伴い法曹資格取得者も増加し

ていったが、とりわけ1970年代以降、法学部の新設が進んだことなどもあり、法学部への進学者が急増した。

以下に、法学部の学生数（入学者数ではなく総数）の推移と、司法試験合格者数、司法修習生数、新規登録弁護士数の推移を示す⁶。

	大学法学部生	第一次試験合格者	司法修習生採用数	司法修習生数	第二次試験合格者	新規登録弁護士数
1975	51,566	4,326			5,353	
1977	59,434	3,857			4,713	
1979	65,225	5,090			3,707	
1981	76,379	6,158			4,653	
1983	84,958	5,535			5,649	
1985	85,361	6,015			5,265	
1987	82,421	6,951			5,874	
1989	82,109	8,020	7,783		6,129	
1991	88,470	7,508	7,919		7,522	
1993	102,255	9,781	8,395		7,796	
1995	110,770	11,380	10,494		10,653	
1997	112,756	12,393	10,263		9,761	
1999	106,853	12,099	11,417		10,710	
2001	100,020	11,139	10,240	25,005	10,697	8,297
2003	98,834	9,565	9,610	22,430	9,722	8,019
2005	92,198	9,015	8,815	20,832	9,400	8,032
2007	83,683	10,696	9,403	19,028	8,351	7,049
2009	89,331	8,319	7,319	17,764	9,347	5,808



ドイツの大学法学部には定員はなく、入学試験もないため、高校卒業試験（アビトゥーア Abitur）に受かって大学入学資格を得た

2 検察官については、裁判官資格をもつ者に限り任命される旨がドイツ裁判官法（122条）に規定されており、弁護士については、裁判官資格を持つものに限り弁護士資格の認可を受けることができる旨がドイツ連邦弁護士法（4条）に規定されている。

3 石川敏行「フランス・ドイツの法曹養成における臨床系教育」（法科大学院協会主催シンポジウム「法科大学院における臨床系教育」（2005年12月3日実施）配付資料）

4 甲斐素直「ドイツにおける法曹養成制度改革について—制度の概要—」日本大学法学部法学紀要第49号（2008年3月）

5 法曹養成制度改革に向けたドイツ内での議論状況については、鈴木重勝「ドイツ法曹養成思潮の衝突と融合（I）（1）～（5）」早大法学81巻2号～85巻1号（2006年～2009年）に詳しく紹介されている。

6 大学法学部生数はドイツ連邦統計局の人口統計、試験合格者数及び司法修習生数はドイツ連邦司法省の統計資料、新規登録弁護士数はドイツ司法修習生 Sabiha Beg 氏の調査による。

者であれば、だれでも法学部へ進学することができる。また、司法試験についてはドイツ裁判官法に規定があるが、合格者の人数を制限する規定はない。司法修習の採用人数は、州の予算や受入態勢（裁判官や検察官の数等）により制限を受けるが、それによって試験の合格者数が操作されることはない。修習生の採用人数が合格者数を下回る場合は、採用が可能となるまで修習を待機することになる（この点は後述する）。このように、大学入学、司法試験のいずれも定員制が取られて

いないため、法学部生の増大に伴い法曹資格取得者は急増したが、裁判官や検察官、行政官等の採用人数には大きな変動はなかったことから、成績優秀な一部の者のみが任官し、その他の大多数は弁護士になるという傾向が年々顕著になっていった⁷。

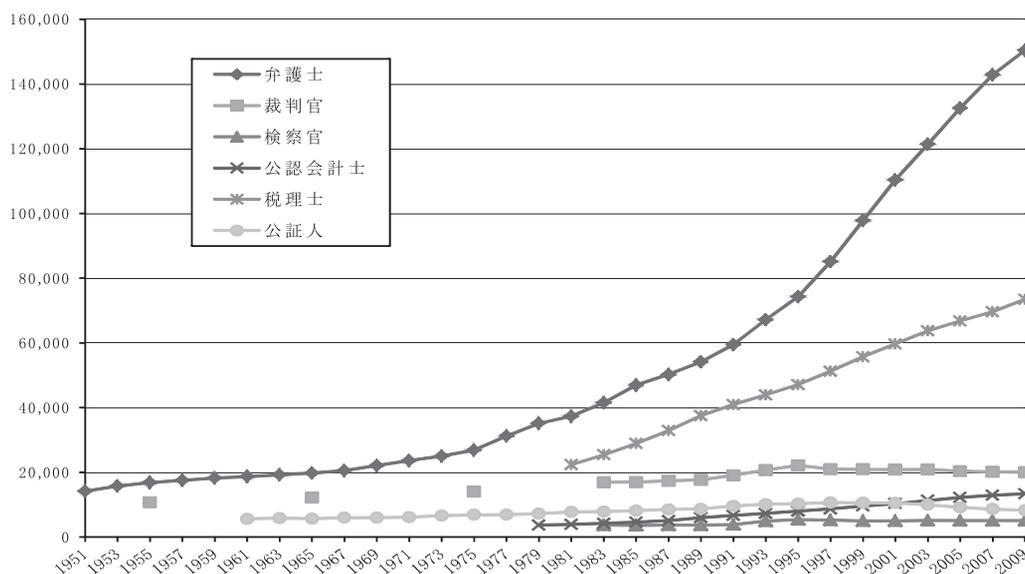
以下に、ドイツにおける法曹三者と、隣接業種の人口の推移を示す⁸。

弁護士の人数は一貫して増加傾向にあり、特に1970年代頃より、他の法曹二者や他業種と比較しても、著しく増加していることがわ

	弁護士	増加率(%)	裁判官	検察官	公認会計士	税理士	公証人	うち、弁護士公証人
1971	23,599	3.13					6,160	5,358
1973	25,008	2.82					6,602	5,740
1975	26,854	3.97	14,054				6,895	5,994
1977	31,196	8.67					6,928	6,026
1979	35,108	4.75			3,671		7,269	6,353
1981	37,314	3.43			3,955	22,349	7,762	6,803
1983	41,489	6.28	16,922	3,680	4,265	25,430	7,877	6,913
1985	46,933	5.41	17,031	3,646	4,637	28,882	8,164	7,174
1987	50,247	3.27	17,380	3,725	5,082	32,880	8,523	7,520
1989	54,108	4.15	17,672	3,725	6,006	37,510	8,724	7,710
1991	59,455	4.97	19,115	3,887	6,680	40,927	9,643	8,180
1993	67,120	4.37	20,668	4,920	7,313	43,939	10,178	8,616
1995	74,291	5.47	22,134	5,375	7,994	47,067	10,343	8,715
1997	85,105	7.99	20,999	5,211	8,707	51,217	10,688	9,031
1999	97,791	6.86	20,969	4,998	9,611	55,702	10,588	8,925
2001	110,367	6.05	20,880	5,044	10,355	59,702	10,562	8,897
2003	121,420	4.4	20,901	5,150	11,355	63,733	10,024	8,370
2005	132,569	4.56	20,395	5,106	12,244	66,747	9,164	7,548
2007	142,830	3.42	20,138	5,084	12,963	69,598	8,662	7,055
2009	150,377	2.36	20,101	5,122	13,416	73,454	8,341	6,755
2011	155,679	1.58						

7 鈴木前掲(1)10～11頁では、「高校卒業資格であるアビツァの試験に合格した高校生は希望すれば、だれでも、大学の法学部に進学できるし（授業料は無料であったが、ここのところ有料に変革しつつある）、その法学部の卒業試験に当たる第一次国家試験（7割以上が合格できる試験）に合格すれば、だれでも、2年間の実務修習を受けることができる（この間は月額10万～20万円程度の手当てが支給される）。それを終了した者は、第二次国家試験を受験するが、それも8割以上の受験生が合格できるし、その合格者は、だれでも、弁護士資格を取得することができる。そして、弁護士として活動するためには、その地域の弁護士会に弁護士登録を申請しなければならないが、ドイツ弁護士法は、その申請箇所の地域弁護士会が、登録弁護士数の多いことを理由に登録申請を拒絶してはならないと定めているので、弁護士数の増加は歯止めがかかることはなく、限りなく増大していったのである」として、このようなドイツでの法曹大量発生問題は、ドイツ独特の教育制度の仕組みと法曹養成の構造の必然的ななりゆきにあると説明されている。

8 ドイツ連邦弁護士会（BRAK）及びドイツ連邦統計局の統計資料による。



かる（もっとも、各年毎の弁護士増加率（前年度との比較）は最近は減少傾向にあり、2010年、2011年は2%を下回っている。）。

ちなみに、1950年に比べ、2009年の弁護士数がおよそ11.7倍に増加しているのに対し（ただし、1950年の数値は旧東独の弁護士数を含んでいない）、ドイツ全人口の増加率は1.18倍程度にとどまっております、弁護士1人あたりの人口は、弁護士の増加とともに減少し

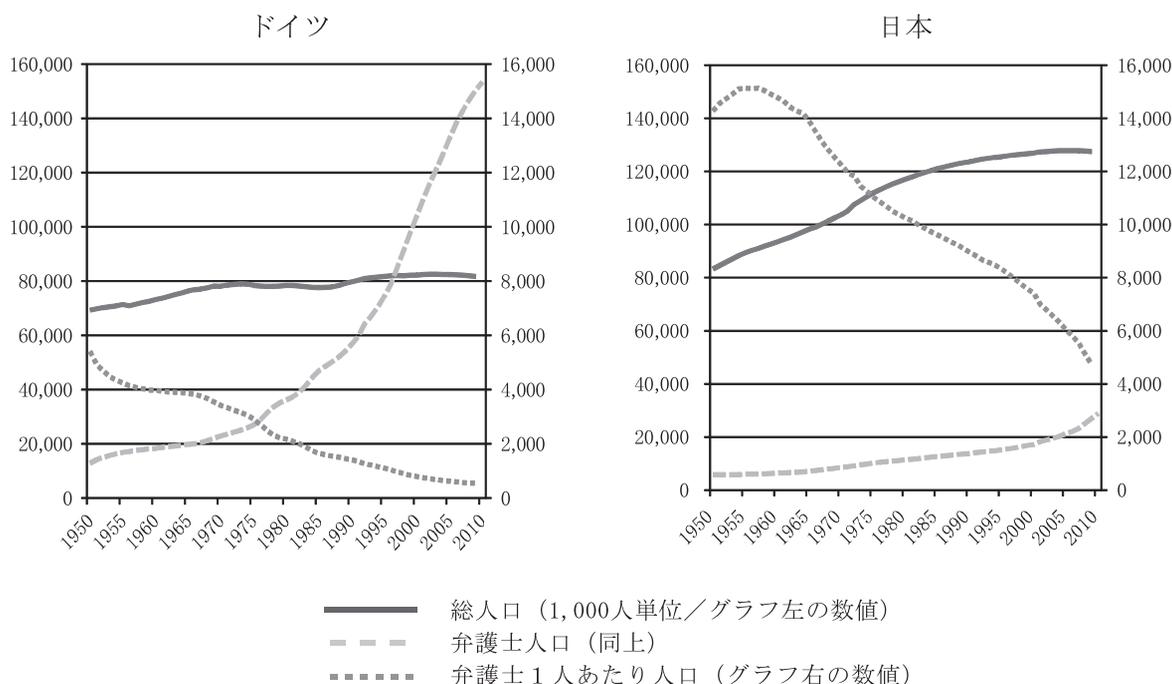
ている。以下、参考までに、日本の状況と比較しつつ、ドイツの人口、弁護士人口及び弁護士1人あたりの人口の推移を示す^{9,10}。

ドイツにおいては、このような弁護士人口増加の背景のもと、法曹資格取得者のうち実際に任官する（できる）者は15%程度に過ぎず、残りの80%近くが弁護士になる（弁護士にしかねない）にもかかわらず、従来の制度は「裁判官の養成」に力点が置かれて過ぎ

	ドイツ			日本		
	人口（単位1000人）	弁護士数	弁護士1人あたり人口	人口（単位1000人）	弁護士数	弁護士1人あたり人口
1950	69,346	12,844	5,399	83,200	5,827	14,278
1955	71,350	16,824	4,241	89,276	5,899	15,134
1960	73,147	18,347	3,987	93,419	6,321	14,779
1965	76,336	19,796	3,856	98,275	7,082	13,877
1970	78,069	22,882	3,412	103,720	8,478	12,234
1975	78,465	26,854	2,922	111,940	10,155	11,023
1980	78,397	36,077	2,173	117,060	11,441	10,232
1985	77,661	46,933	1,655	121,049	12,604	9,604
1990	79,753	56,638	1,408	123,611	13,800	8,957
1995	81,817	74,291	1,101	125,570	15,108	8,311
2000	82,260	104,067	790	126,926	17,126	7,411
2005	82,438	132,569	622	127,768	21,185	6,031
2009	81,802	150,377	544	127,510	26,930	4,735

9 ドイツの人口はドイツ連邦統計局の人口統計、日本の人口は総務省統計資料による。

10 1950年のドイツの総人口には旧西独・旧東独をいずれも含むが、同年の弁護士人口には旧東独を含まない。



ていること¹¹、近年法律問題が国際化し、国際競争力を念頭においた弁護士のグローバル化が必要となってきたこと¹²、法的助言や法政策的な能力が法律家には従来以上に求められるにもかかわらず、実務で役立つ教育が大学でほとんど行われていないこと^{13,14}などの実情が指摘され、現状に即し、裁判官養成から弁護士養成にシフトする制度改革の必要性が叫ばれるようになった。2003年の改革は、これらの実情をふまえ、「弁護士の養成」に重点を置いた内容となっている。

(2) 2003年法曹養成改革の骨子

2003年7月1日に施行された法曹養成改革法による改革の骨子は以下のとおりである¹⁵

- ① 大学の重点教育の重視と大学試験の導入
 大学ごとに設定される「重点領域科目」の

教育が重視され、第1次国家試験の配点の30%に相当する部分について、大学独自の試験（重点領域科目の試験）が導入された¹⁶。

重点科目は、「必修科目に関連して大学教育を補完し、深化するとともに、法の学際的、国際的な知見を与えることに役立つもの」とされ¹⁷、各大学法学部は、その学部の特徴を反映した科目を重点領域科目として提供できる。基礎法諸科目を重点領域として、基礎法の理解の深化を図るものもあれば、経済実務志向型の科目や国際性に富む科目を重点領域とし、弁護士実務や法曹のグローバル化への対応を図るものもある。これにより、法曹資格者の多様化に対応するとともに、大学の授業と国家試験の乖離を防止するものである。

- ② 国際性と問題解決能力などの専門性の重視

11 石川前掲資料

12 小野秀誠「ドイツの法曹養成制度」法律時報78巻2号（2006年2月）

13 村上淳一「ドイツ法入門」（有斐閣）266頁

14 日本の法学部に比べ、はるかに法曹養成に目的を限定した教育が行われていた、との指摘もある（小野前掲）。

15 村上前掲 p266～268、小野前掲 p69～70、小野「マンハイム・モデルとドイツの新司法試験」一橋法学8巻3号（2009年11月）94～97頁、石川前掲資料

16 この改革には、大学における試験を第1次試験と関連づけることにより、法律学学習における学問性を担保すると同時に、補習教室（予備校）の活動の余地を奪う、という狙いもあるとされる（村上前掲268頁）。

17 ドイツ裁判官法5a条（2）

法曹のグローバル化に伴い、外国語の習得が重視され、外国語による法学講義（又は法学に重点をおいた語学講義）の単位の取得が第1次試験の受験資格要件とされた（ただし州法で別様に定めることができる）。

また、法学部教育の内容として、実務の基本技能（Schlüsselqualifikation：「キークオリフィケーション」「ソフトスキル」：具体的には、交渉術、弁論術、ディベート進行、調停、尋問技術、コミュニケーション能力等）の養成が含まれることとなった。

③ 弁護士研修（修習）の重視

実務修習における弁護士職の必修の研修期間が、最低3ヶ月から最低9ヶ月に延長された（連邦法上の最低期間）。

なお、従前は、法律上の最低期間は最低3ヶ月だが、通常は6ヶ月であったとされる。また、国際化の観点から、州によっては、24ヶ月（2年間）の修習期間のうち11ヶ月までの外国における実務研修が可能となった¹⁸。

④ 裁判官の社会的資質の重視

従来、国籍や信条、専門能力に限られていた裁判官の資格について、社会的資質の項目が設けられた。

3 大学法学部

(1) 資格取得要件としての法学部教育

法曹資格取得要件としての大学法学部教育については、ドイツ裁判官法第5 a 条に定めがある。

ドイツにおいて法曹資格を取得するためには、原則4年間、大学法学部で法学教育を受けなければならない。4年の就学期間は、一定の業績があれば短縮できるが、最低2年間の在籍は必要である。

学生は、必修科目（民事法、刑事法、公法、

民事・刑事・行政事件・欧州法に関する訴訟法の中核部分、法学、法哲学、法史学、法社会学の基礎）のほか、大学が設定する「重点領域科目」から自身の興味のある分野を選択して履修する。ここで選択した科目については、大学が独自の試験を実施し、その成績が第1次試験の結果に直接反映されることになる（前記の2003年制度改革による大学試験の導入）。

これらの科目のほか、学生は、外国語による法学講義（又は法学に重点をおいた語学講義）の単位を取得しなければならない。また、実務の基本技能（ソフトスキル）に関する教育を受けるほか、休暇期間を利用して少なくとも3ヶ月間の実務教育を受けなければならない。

第1次試験に合格することにより、法学教育は終了する（第1次試験は卒業試験を兼ねる。）。

(2) 重点領域科目の例

前記のとおり、重点科目は、「必修科目に関連して大学教育を補完し、深化するとともに、法の学際的、国際的な知見を与えることに役立つもの」とされ、各大学が、自校の特色を活かして自由に設定することができる。以下、一例を示す（表題のみ）¹⁹。

・フランクフルト大学（ヘッセン州）

- ① 法の国際化
- ② 企業・ファイナンス法（民事法）
- ③ 法の基礎（例えば法史学又は法哲学）
- ④ 法の社会的又は政治的制禦（例えば租税法）
- ⑤ 労働法・社会法・家族法
- ⑥ 刑事政策

・ヴェルツブルク大学（バイエルン州）

- ① 法の基礎

18 小野「ドイツの法曹養成制度」69頁

19 石川前掲資料、甲斐前掲文献。なお、村上前掲268頁では、「多くの法学部では、メディア法やコンピューター法などのような流行科目を重点科目に指定して、学生を惹きつけようとしている」とされている。

- ② 経済と租税
 - ③ ヨーロッパ法・国際取引法
 - ④ 労働と社会
 - ⑤ 刑事政策
 - ⑥ 政治・政府・行政
 - ⑦ ヨーロッパ公法・国際法
- ・ ビーレフェルト大学（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）²⁰

- ① 民法形成と民事訴訟
- ② 経済法の助言
- ③ 国際貿易と国際取引
- ④ EUにおける財政法
- ⑤ EUにおける環境法・工業法・計画法
- ⑥ 移民と社会統合
- ⑦ 労働と社会保障
- ⑧ 刑事学
- ⑨ 刑事訴訟と刑事弁護

・ ブチリウス・ロースタール（私立）²¹

- ① 欧州法及び国際法
- ② 企業及び租税
- ③ 経済，労働，社会
- ④ 経済，通信，行政
- ⑤ 経済刑法
- ⑥ 国際取引法

(3) 中間試験

多くの大学では、2年目の修了時に「中間試験」(Zwischenprüfung)を行っている。法曹資格要件を定めるドイツ裁判官法上は中間試験の規定はないが、州によっては、中間

試験の合格を一次試験の受験資格としている例もある。このハードルにより、約10～15%の学生が脱落するとされており²²、早い段階で、一定の選別が可能となっている。

(4) 休暇期間における実務教育 (Einzelpraktik)

学生自ら受入先を探す場合と、州の裁判所や検察庁が公募して受け入れる場合がある。複数の場所で研修を受けることも可能だが、1カ所につき最低1ヶ月は研修を受けることが必要とされている。司法修習生と異なり、裁判所、検察庁では、学生は「観察」のみとなる。大手の弁護士事務所では、能力のある学生を受入、仕事をさせ、手当を支払う場合もある²³。

(5) 法学部生の最近の動向

ドイツでは、大学入学資格を取得すれば誰でも法学部を選択できる（法学部の入学試験はない）。そのため、一時は入学者が激増したが、2000年以後は減少している。5年ほど前は高校を卒業した生徒の10%ほどが法学部に進学していたが現在は6～7%との指摘もある²⁴。また、法学部に進学しても修習に行かず、修士号を取って企業に就職する人が増えてきているとの指摘もある²⁵。

(6) ボローニャ・プロセス

1999年に採択された「ボローニャ宣言」では、大学は2010年までにバACHEラー (Bachelor：学士) 課程とマスター (Master：

20 甲斐前掲文献によれば、同大学は、弁護士指向型教育というものを、今回の法曹養成改革に先行して率先して実現しようとしてきており、きわめて実務指向型の重要科目になっているとされる。例えば「①民法形成と民事訴訟」の内容をみれば、具体的には消費者法、不動産法、家族法、相続法、民事訴訟法及び法廷外の調停手続などを対象とし、さらに学生の希望があれば、企業法、国際私法及び国際民事訴訟、労働・社会法などを含めるとされている。

21 甲斐前掲文献によれば、同校の場合は、さらに中心的講義とその他の講義科目に分かれ、例えば「①欧州法及び国際法」の場合、中心講義科目は、欧州及び国際人権保護、欧州競争法、国際法の基礎の3科目であるが、その他の講義科目は、欧州憲法以下19科目が列記され、しかもこれは例示とされて、他のものが加わりうることになっている、とされている。

22 ペーター・ゴットヴァルト「ドイツにおける弁護士の状況」立命館法学308号（2006年4月）156～157頁

23 文科省実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究／外国制度等調査結果「ドイツ・スイス・オーストリアにおける法曹養成制度の実情調査記録」

24 日弁連ドイツ調査（2011年6月）ヘンスラー教授・キリアン教授インタビューによる。

25 日弁連ドイツ調査（2011年6月）ハンブルク弁護士会インタビューによる。

修士)課程の2段階構造を導入することとされていたところ、2010年の統計データでは、ドイツの大学の全履修課程の82%が学士/修士課程を導入したとの報告がなされている²⁶。もっとも、法学部教育については、法曹養成課程との調和や、他国の教育との代替可能性等の点から否定的な見解が示されており²⁷、現時点では導入されていないようである²⁸。

(7) 大学教育改革の効果についての評価

積極的に評価する見解もあれば、消極的な意見もあり、評価はわかれている。特に基本技能(Schlüsselqualifikation)については、このようなソフトスキルを科目として教えること自体の意義に疑問を呈する意見、意義は認めつつもこれを教える実務家教員(弁護士)の確保や教育能力の強化が必要とする意見、試験になじまない科目であるため学生の関心が薄い(積極性がない)ことを指摘する意見などがみられる²⁹。

4 第1次試験

(1) 第1次試験の概要

第1次試験については、ドイツ裁判官法第5d条に定められている。

大学で法学教育を受けたこと(最低2年間在籍していること)が受験の要件となる。

第1次試験は、従前は国(州)が実施していたが、前記のとおり、2003年の法曹養成改革により、国(州)が実施する必修科目試験と大学が実施する重点領域科目試験の2種類

となった(新試験)³⁰。州の必修科目試験の配点が70%、大学の重点領域試験の配点が30%であり、双方の試験に合格する必要がある。合格率は、概ね70~75%である。

受験回数は原則2回までである(ただし、後記のとおり、早期受験の場合の不参入受験制度 Freiversuche あり)。

実施時期・回数は、州、大学により異なる(年2回、月1回など)。

州の試験は州の司法試験事務局が所管する³¹。

(2) 出題範囲と出題形式

出題範囲は、大学で就学した必修科目の各科目(民事法、刑事法、公法、民事・刑事・行政事件・欧州法に関する訴訟法の中核部分、法学、法哲学、法史学、法社会学の基礎)と(州の試験)、大学で選択した重点領域科目である(大学の試験)。ただ、必修科目であっても、具体的な試験内容は州ごとに異なっており、例えば憲法において憲法訴訟論を含む州と含まない州があるなどの違いがある。

出題形式は筆記試験と口述試験によるが、この比率や配点比重も州により異なっており、例えば、筆記試験9問(配点比重60%)と口述試験(同40%)の州もあれば、筆記試験3問(同36%)・レポート提出(同24%)・口述試験(40%)の州などもある³²。

このように州ごとに内容の違いがあるが、試験の基本方針はドイツ裁判官法5d条に示されているほか、州ごとに問題を交換し合い、

26 日本学術振興会ボン研究センター「ドイツ学術情報」(2010年10月~12月)

27 文科省実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究/外国制度等調査結果「ドイツにおける法曹養成制度の実情調査記録」

28 日弁連ドイツ調査(2011年6月)連邦司法省インタビューによる。なお、小野前掲「マンハイム・モデル」では、ポローニャ・プロセスと法曹養成制度を接合するものとして、「マンハイム・モデル」が紹介されている。

29 文科省前掲調査結果、日弁連ドイツ調査(2011年6月)におけるBRAK及びDAV(ドイツ弁護士協会)インタビューによる(BRAKは肯定的、DAVは否定的)。

30 新制度は2003年7月1日以降にドイツの大学で法律学の学習を開始した学生に適用される。2006年7月1日までに第1次試験の申込をした者には旧法が適用される(旧試験)。

31 甲斐前掲文献。なお、司法試験事務局は州法務省に所属する場合が多いが、州最高裁判所に所属する州もある。また、他の州や市と合同の司法試験事務局を設けている州もある。

32 甲斐前掲文献

【2009年の成績分布 (%)】

	①優等 sehr gut	②優 gut	③良 voll-befriedi gend	④可 befriedigend	⑤可下 ausreichend	⑥不合格 bestanden nicht
州	0.1	2.4	13.1	29.1	26.0	29.3
大学	5.1	18.1	31.2	27.9	12.1	5.7

例えばベルリンではおよそ50%（毎年350～400人）がこの制度を利用している³⁹。

近年の空打ち受験者の数と成績は、上記の表のとおりである。

(5) 州の試験と大学の試験の関係

州の試験と大学試験とは別個独立であり、評価も別になされ、学生は両方に合格する必要がある。大学試験ではトップだった合格者が州の試験で不合格となった例もあるが、一般的には大学試験と州の試験の成績は正の相関関係にあるとされている⁴⁰。

州と大学の試験のそれぞれの合格率は、州は70%程度（2009年70.7%、2008年74.2%、2007年68.6%）であるのに対し、大学は94%程度（2009年94.3%、2008年94.3%、2007年93.6%）と高い。試験の成績分布も、以下のとおりかなり相異している⁴¹。

5 司法修習

(1) 司法修習の概要

司法修習については、ドイツ裁判官法第5b条に定められている。

第1次試験の合格者は、司法修習生として採用されたのち、2年間、以下の機関で実務の経験を積む。

- ① 民事裁判所（一部を労働裁判所での研修に変更可） 最低3ヶ月
- ② 検察局又は刑事裁判所 最低3ヶ月
- ③ 行政官庁（一部を行政裁判所、税務裁

判所、社会裁判所での研修に変更可）
最低3ヶ月

- ④ 弁護士事務所 最低9ヶ月（うち3ヶ月を公証人のもとで、3ヶ月を企業、団体その他の養成機関で行うこと可能）

- ⑤ 一箇所ないし複数の、専門的教育が保証される選択された機関（選択修習）
また、2年間のうち、3ヶ月の養成講習課程（授業）が設けられる。

修習は州が所管し、修習生の採用は州ごとに年に数回行われている（毎月行う州もある）。

第1次試験を受験した州での修習も可能であるが、第2次試験は、修習を受けた州でのみ受験できる。

州によっては、外国での実務修習も可能である。

(2) 修習の具体的内容（ヘッセン州の例⁴²）

ヘッセン州では2ヶ月毎に修習が開始される。同時期に採用される修習生は14～15名程度である。2年間の修習は、民事4ヶ月、刑事4ヶ月、行政4ヶ月、弁護士事務所9ヶ月、選択修習3ヶ月の順で行われる。修習開始から1年6ヶ月後（弁護修習期間中）に、第2次試験の筆記試験が実施され、修習終了時に口述試験が実施される。また、修習の初めから第2次試験が始まるまで、毎週1日授業（講習）が行われる。講師は主として裁判官だが、検察官や弁護士が講師を務めることも

39 同上

40 文科省前掲調査結果

41 小野「マンハイム・モデル」92頁では、このような成績分布の相異について、大学の試験は落とすことを目的とするものではないから、基本的に中央値が高くなる傾向を反映していると説明されている。

42 ヘッセン州での修習経験者インタビュー（2011年4月）による。

ある。刑事修習が検察局となるか刑事裁判所となるかは、当期の指導担当が検察官か裁判官かで自動的に決まる。

民事裁判所での修習は判決起案が主だが、裁判官に代わって証人尋問をすることもある。模擬裁判はない。自宅起案が多く、裁判所への出勤は週に1～2回程度である。

検察庁での刑事修習も起訴状等の起案が中心であるが、検察官に代わり、修習生単独で法廷に出ることもある。取調べ修習は行われず、取調べの傍聴や立ち会いもない。民裁修習同様自宅起案が中心である。

行政修習は、修習生自身で受入れ先を探す。当該行政機関で法律家が行っている業務を手伝う。

弁護士修習も、修習生自身で受入れ先を探す。弁護士の日々の業務のサポートとして、契約書や準備書面等の起案、各種調査などを行うが、弁護士に代わり単独で法廷に出ることもある（単独で依頼者と面談することはない。）。

(3) 州ごとの修習内容の平準化

修習カリキュラムの基本は連邦法で決まっており、州ごとの差は少ない。現在、修習にeラーニングを取り入れることができるかどうか議論されている⁴³。

(4) 給費の支給

修習生には国費から給費が支給される。給費の額は、各州の法曹養成法（Juristenausbildungsgesetz）に規定されており、州毎に若干金額が異なるが、概ね月額900～1000ユーロ程度である。給費は公務員の給与の増加率を考慮して定期的に調整されている。

また、弁護士修習期間中は、これに加え、受入れ先事務所から給与が支払われることもある。なお、修習期間中のアルバイトも可能で

ある⁴⁴。

(5) 修習生の数の決定方法

修習生の数は、議会が決める予算と、修習生を受け入れる側の態勢（指導にあたる裁判官や検察官の数など）によって限定される。例えば、ベルリン州では毎年約730人、ブランデンブルク州では毎年約170人の修習生を採用している。修習生の数は、司法試験の合格者数に影響されない。議会は予算を通じて修習生の数をコントロールする裁量権を有しているが、憲法上の制約（職業へのアクセスの保証）から、議会であっても、修習生の数を劇的に変更することはできないと考えられている⁴⁵。

(6) 修習待機期間の問題

第1次試験合格者数と修習生数が連動せず、合格者数が多数いるため、合格後、修習に採用されるまでに待機期間が生じる者がいる。第1次試験の成績優秀者は、修習生への採用において優先される。例えば、ベルリン州及びブランデンブルク州においては、修習生の定員のうち20%は第1次試験の上位成績者、10%は修習の遅れにより特別の不利益がある者に割り当てられ、残りの70%は待機期間の長い順に採用される。ただし、18歳未満の子供がいる等特別な要件に該当する人は、すでに6ヶ月間待機していたとみなされる。

現在、修習までの待機時間は、ベルリン州では6ヶ月程度（以前は2～3年待ちのこともあった。）、ブランデンブルク州は待機期間はない。都市部は人気があり待機期間もあるが、地方は待機期間はない状況である⁴⁶。

(7) 第2次試験の影響

弁護士修習期間中に第2次試験が実施されるため、多くの修習生が修習よりも勉学を優先

43 日弁連ドイツ調査（2011年4月）連邦司法省、ベルリン州・ブランデンブルク州合同司法試験局インタビューによる。

44 同上、前掲ヘッセン州での修習経験者インタビューによる。

45 日弁連ドイツ調査（2011年6月）ベルリン州・ブランデンブルク州合同司法試験局インタビューによる。

46 同上

し、弁護修習中にもかかわらず、弁護士事務所に行かずに自宅や図書館等で試験勉強に励むという実情がある⁴⁷。

(8) 修習への弁護士会の関与

修習プログラムのうち、弁護士が講師となる講習（授業）については、弁護士の講師料の50%を弁護士会が負担している（残り50%は州が負担。）。

(9) 統一修習と分離修習

現在の統一修習に対し、裁判官・検察官のための修習と弁護士のための修習を分離すべきとの意見があるが、現状、ドイツでは受け入れられていない（ドイツ弁護士協会DAVは分離修習を推進するが、連邦弁護士会BRAKは統一修習を推進している。）。分離修習推進の理由として、弁護士が弁護士になる修習生の教育の費用を負担しなければならなくなり、弁護士数の減少に繋がること、統一修習では実務修習の多くが裁判修習に割り当てられており、時間的にも質的にも弁護士職の準備は達成できないこと等が指摘されている⁴⁸。

6 第2次試験

第2次試験については、ドイツ裁判官法第5d条に定められている。

第2次試験の出題範囲は、民法、刑法、公法の中心的部分と欧州法との関係などであるが、法律家として実務を行う面に重点をおくため、手続法に特に焦点が当てられる⁴⁹。

試験は、第1次試験と同様、州の司法試験事務局が所管し、試験方法や内容も州が決定する。そのため、第1次試験と同様、試験の内容には州ごとに様々な違いが見られるが、

第1次試験と同様の理由から、州ごとの実質的な（問題となるような）違いは少ないと説明されている。

二回試験のうち、筆記試験は、修習期間中（修習開始後18ヶ月目～21ヶ月目まで）に実施される。

受験回数は2回までである。

合格率は、概ね80～85%程度である。

大学の中間試験、第1次試験、第2次試験を総合すると、最終的な合格率は、大学法学部入学者の5割程度とされている⁵⁰。

第2次試験に合格すると法曹有資格者になれるが、裁判官、検察官、各省官吏に任命されるのは成績優秀者（sehr gut, gut, vollbefriedigend）のみである。2009年の成績優秀者は17.2%、2008年では17.7%であり、全体の2割に満たない。

7 予備校

多くの学生が予備校（補習教室 Repetitorium）を利用している（統計はないが、70%近くが予備校を利用しているのではないかと推測もなされている⁵¹）。法学部の授業では、1つのテーマを深く掘り下げるが、法律相互の関係や論文の書き方は教えてくれない。法学部の教育だけでは、実質的には第1次試験を受ける能力を得られないのが実情である。多くは、第1次試験を受ける1年半位前から予備校に通い、月に100～200ユーロを支払っているようである。

一方、第2次試験のために予備校を利用する人は、法学部の学生ほど多くないようであるが、中には月額200～300ユーロを払って予備校に通う者や、通信による答案練習（月50

47 前掲ヘッセン州での修習経験者インタビュー、日弁連ドイツ調査（2011年6月）DAV（ドイツ弁護士協会）でのインタビューによる。

48 日弁連ドイツ調査（2011年6月）DAVインタビュー、鈴木前掲(5)

49 日弁連ドイツ調査（2011年6月）ベルリン州・ブランデンブルク州合同司法試験局インタビューによる。

50 小野「ドイツの法曹養成制度」69頁

51 村上前掲271頁

ユーロ程度)を受ける者もいる。利用者が少ないため、学部ほど深刻な問題にはなっていない⁵²。

Ⅲ 養成段階における経済支援の状況

8 大学法学部における授業料、奨学金

ドイツの法学部は、ほぼ全てが州立大学であり、従来、大学の授業料は無料だったが、2005年以降、有料化する州があらわれ、一時はほぼ全ての州が有料化に踏み切った。しかし、近時、また無料化の動きがあり、2011年2月時点で有料の州は、ハンブルク州、バーデン・ヴェルテンブルク州、バイエルン州、ニーダーザクセン州のみとされている⁵³。有料の場合も、ドイツの授業料は比較的安く、多くは1学期(半年)あたり300~500ユーロ程度である⁵⁴。

公的な奨学金制度としては、学生と家族の経済的状況に応じて支給されるもの(「連邦教育促進法」に基づく奨学金(BAföG、以下「連邦奨学金」という。))と、成績優秀な学生に支給されるもの(国家奨学金)がある。

連邦奨学金の支給額は、2009年では、学生1人あたり平均月額434ユーロであったが、2010年10月に増額が決定され、月平均2%増額されることになった。最高支給額も648ユーロから670ユーロに増額され、年齢制限も30歳から35歳に引き上げられた。高等教育機関在学者の17%が受給している。一方、国家奨学金は、「国家奨学金プログラムの創設に関する法律」に基づくもので、2010年8月に開始されたばかりである。学業成績に秀でた者が対象(各教育機関在学者の8%以内)で、年齢や国籍は問わない。連邦奨学金の受給者

であっても受給できる。支給額は学生1人あたり月額300ユーロである。この原資は、民間が150ユーロ、連邦と州が各75ユーロずつ負担している⁵⁵。

前記のとおり、ドイツでは、大学の授業料が無料か、有料でも非常に低額であり、学生に多大な負担を強いるものではない。

多くの学生が予備校(補助教室)を利用していることの方が問題となっている。

9 司法修習における給費制

前記のとおり、修習生には国費から給費が支給される(前記Ⅱの5の(4))。

52 前掲ヘッセン州での修習経験者インタビュー、「Sabiha Begさんプレゼンテーション報告(速報版)(2010年9月22日)による。

53 日本学術振興会ボン研究連絡センター発行「ドイツ学術情報」(2010年10月~12月、2011年1月~3月)

54 村上前掲264頁

55 渡辺富久子「ドイツ国家奨学金プログラムの創設に関する法律」(2010年10月)